

第22回教育委員会（定）

開会日時 令和5年 11月 8日（水） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時21分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	氣 田 眞由美	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	伊 東 龍一郎
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和5年第22回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、金子学務課長、氣田指導室長、柏田新しい学校づくり課、早川学校配置調整担当課長、伊東施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上、12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、長沼委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。日程第一 議案第53号「意見の聴取について」、日程第二 議案第54号「板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030（素案）について」、報告2「入学予定校変更希望制における応募状況について」、報告5「「いたばし魅力ある学校づくりプラン」前期計画第3期対象校対応方針（案）」は、令和5年第四回区議会定例会で審議を予定している案件であり、議会に提出する前である本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

○報告事項

1. 令和5年特別区人事委員会勧告の概要について

(総-3・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「令和5年特別区人事委員会勧告の概要について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 よろしくお願いたします。資料は「総-3」をご覧ください。

今年度、特別区人事員勧告が出ました。その概要についてご説明いたします。

資料の冒頭のところの囲みに本年度の勧告のポイントとして示してございます。

今年度のポイントにつきましては、まず1つが、月例給、公民格差解消のために、0.98%になりますが、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で1,000円以上の引き上げを行うという勧告でございます。

2つ目が、特別給（期末手当・勤勉手当）の、こちらも引き上げになります。差額相当の年間の支給月数を0.1月、引き上げるという勧告でございます。

これらの給与改定の勧告に伴いまして、総職員の平均年間給与としては10万2,000円程度増となるというものでございます。

細かくは、この下に職員の給与に関する報告・勧告というところから出ておりますが、こちらの方の説明は割愛をさせていただきます。

2ページ目に行きまして、改定の内容の中で、給料表の中で、(1)に行政職給料表(一)ということで、初任給のことが記載されております。

昨年度もですが、今年度も若年層に手厚くというところでは初任給の部分が少し大きめに上がっております。

現行はI類ですと18万8,200円ですが、改定後は8,000円上がって19万6,200円。III類については、現行15万2,100円ですが6,000円上がりまして、15万8,100円というところで、昨年度に続いて、大幅に上がっているという状況でございます。

それ以外の細かな勧告部分、今年度は特筆する部分はあまりないのですが、人事・給与制度に関する意見というところで、2ページ目の下の方のところに障がい者雇用促進というものが求められております。

また、ページを送っていただきまして、3ページ目のところでは、一番上、自治体DXの推進に向けた人材の確保と育成というものも勧告の中に規定されております。

また、同じ分野、真ん中辺りに女性活躍の推進ということも掲げられております。

あとは、勤務環境の整備等に関する意見という部分がございます。

こちらについても、ずっとページを送っていただきまして、4ページ目に入りまして、長時間労働の是正ですとか、年次有給休暇の取得の促進、メンタルヘルス対策の推進、ゼロ・ハラスメント対策ということで、この辺りもしっかり対処するようにということで勧告が行われています。

勧告の概要は以上でございますが、教育委員会では、幼稚園教職員に影響する話でございます。

ちなみに、幼稚園教職員、今、8名、教育職員がございますが、今回のこの改定によって、給与の関係への影響額については、101万8,000円余りが上昇するというところで、予算上は影響を受けるということになります。

簡単ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 「安心できる居場所をめざして！学校における支援体制強化」事業の取組状況について【スクールカウンセラーの増員】

(指－1・指導室)

「安心できる居場所をめざして！学校における支援体制強化」事業の取組状況について【スクールソーシャルワーカーの増員】

(支－1・教育支援センター)

教 育 長 それでは、報告3に移ります。「安心できる居場所をめざして！学校における支援体制強化」事業の取組状況について、初めに「スクールカウンセラーの増員」について、指導室長から、続いて、「スクールソーシャルワーカーの増員」について、教育支援センター所長から報告願います。

指 導 室 長 よろしく願いいたします。令和5年度に板橋区独自に区立中学校にスクールカウンセラーを配置いたしました。この取組の状況、今後の展開についてご報告申し上げます。

資料の方は「指－1」となります。

文科省の方も、主には不登校対応等に関する事前報告につきましては、相談体制機能の充実ということが一番に掲げているところでございます。

本区としましても、ここの充実を図ってまいりたいというところでの、このような増員ということになっております。

資料の1、事業概要をご覧ください。

東京都が各校週1～2回配置しているスクールカウンセラーに加えまして、令和5年度より、板橋区独自で各区立中学校にスクールカウンセラー、週1～2回を追加配置しております。

表には、区立中学校におけるスクールカウンセラーの配置状況を明記しております。

東京都公立学校でSCというのが都のスクールカウンセラー、下の区立学校SCと書いてございますのが区のスクールカウンセラーとなっております。

今年度、区のスクールカウンセラーの配置によりまして、区立中学校においては約2倍の配置がなされたことになっております。

2、活動状況についてでございます。

(1)の相談件数についてですが、令和4年度と令和5年度の4月から8月の相談件数を比較したのがこの表となります。

スクールカウンセラーの増員によりまして、相談件数が対前年度比1.5倍となっております。カウンセリング等の相談による早期対応、早期解決に向けた活動を充実させることができたと評価しております。

また、生徒からの相談件数も対前年度比約1.5倍というふうな形になっておりまして、相談できるタイミングが増え、生徒が相談しやすい環境となりつつあるというふうに捉えております。

ただ、依然としまして、教員や保護者からの相談件数というのが、生徒の相談件数よりもかなり多い傾向がございますので、今後は、さらに子どものSOSを素早く察知するために、アウトリーチ型支援の充実を図ってきたいというふうに考えております。

今回のこの増員の第一の目的は、やはり相談件数を単に増やすということのみではなくて、この（２）にございますアウトリーチ型の相談体制、支援体制を強化していきたいということにございます。

アウトリーチ型のカウンセリングということについてでございますが、２ページのところの四角囲みのところに書いてございますが、相談というところでは、これまでだと相談室のところにカウンセラーが待機していて、来たい子は来る、予約をして話したい子が来るというふうな形で、どちらかというスクールカウンセラーは受身で会っている形でした。

もちろん、それも大事な相談の体制ではあるのですが、やはりそうではなくて、スクールカウンセラーの方から子ども達の方に出向いて、教室を回ったり、普段の日常生活の様子、部活動や様々な様子のところを見ながら観察することで、スクールカウンセラーが少し心配だなというふうに思う子を拾い上げていって、それを相談につなげるというような、そのようなところを中心に図っていたところでございます。

今のところ、現在の８月までのアウトリーチの件数が７９０件という形になっていきますので、実績として、さらにこれを充実させていきたいというふうに思っております。

そのアウトリーチの好事例のところに、様々、書かせていただいておりますが、さらにはアウトリーチ型で、今まで全く相談につながっていなかった子が、逆にその相談につながった事例もございますし、また、相談に来る子達を普段の様子を見て、そこをまたアウトリーチ型で観察することによって、様々なその後の対応につなげたという例も報告を受けておるところでございます。

３のところ、今後の展開については、このような形で、スクールカウンセラー連絡会であるとか、そのような研修を通しまして、ＳＣの資質の向上を高めていくことと、アウトリーチ型のこのような好事例の周知と情報の発信にも努めてまいりたいというふうに考えております。

もちろん相談も含めまして、そして、このようなアウトリーチの支援の仕方も含めて、さらに充実を進めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

教育支援センター所長

スクールソーシャルワーカーの増員と学校配置についてご説明いたします。

「支－１」をご覧ください。

１の事業概要をご覧ください。

スクールソーシャルワーカーの活用事業につきましては、平成２７年度から開始されております。

事業開始から昨年度までは派遣型をしておりました。派遣型につきましては、教育支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置しまして、学校からの要請に応じて派遣を行っておりました。

巡回もしておりましたが、基本的にセンターに在籍していただき、学校からの依頼があつてから動くということで、学校の抱える課題や支援ニーズへの状況把

握に時間を要することもございまして、迅速さに欠ける部分もございました。

そのようなことから、今年度から中学校の方へ配置をされることとなりました。

配置につきましては、スクールソーシャルワーカー1人当たり中学校2校を担当し、小学校については、学びのエリアの小学校を担当するという形で配置しております

2番の学校配置の検証です。

実際に学校配置にしてどうだったかというところを、今年度4月から7月までの活動実績について、スクールソーシャルワーカーの活動報告、また、現場での活動実態の把握のため、①、②についてまとめました。

まず、①学校現場の実態把握といたしまして、全中学校の校長先生に、学校内での活動状況、また、保護者への対応について確認をし、ヒアリングを行いました。

ヒアリングの結果になりますが、これで見えていただくと、教職員との対面でのコミュニケーションが図られ、迅速対応が可能になったとあります。

こちらにつきましては、職員室に席を設けてもらっておりますので、日常的にスクールソーシャルワーカーと先生方のコミュニケーションが図られ、児童・生徒の状況が分かるようになった結果だと思っております。

また、手続の緩和や、家庭訪問、登校支援、また、こちらには記載はしていませんが、校内委員会に定期的に参加することで支援が迅速に行えていると、良好な意見を校長先生の方から多くいただきました。

また、②になりますが、スクールソーシャルワーカーの活動状況の把握といたしまして、全スクールソーシャルワーカーに面談を行いました。

面談の結果といたしましては、やはり一人専門職であることへの支援体制や、やはり困難事例への不安の声が上がってきました。

具体的なスクールソーシャルワーカーからの要望としては、情報共有の場の確保であったり、複数で対応が必要と思われるケースへの支援体制、また、小学校との連携、また、スクールソーシャルワーカーの経験による学校間での支援格差の解消が必要なのではないかというところが上がってまいりました。

次のページになります。

3番の中間報告になります。

4年度と5年度の4月から8月までの対応件数を比較したものです。

支援対象者の数については約2.3倍、訪問回数については約3.5倍となっております。

また、⑤の主訴別対応割合においては、約半数が不登校の対応ということになっております。

4番の今後の展開でございます。

全中学校校長先生へのヒアリングや、また、スクールソーシャルワーカーへの面談から次の課題が見えてきました。

学校間での支援格差の解消、こちらについては、やはり経験などから、支援レベルに格差が出てしまうということも分かりましたので、新人スクールソシャ

ルワーカーへの支援体制を強化していきたいというふうに思っております。

また、複雑・困難ケースへの対応といたしまして、ケースによっては、抱えている背景が複雑化しておりますので、そのような場合には、複数で対応ができるような支援体制を構築していきたいと思っております。

また、小学校への支援体制の拡充とありますが、こちらについては、中学校の校長先生からのヒアリングから、特に不登校については、小学校から継続している生徒も多いという意見もございましたので、早期から支援を行えるよう改善を図ってまいりたいと思います。

これらの今後の支援体制の改善といたしまして、拠点型スクールソーシャルワーカーを巡回し、指導、助言ができるよう、スーパーバイザーを配置できるような検討を進めているところです。

児童・生徒、保護者から、また、学校側からも信頼され、活用しやすいスクールソーシャルワーカーとなるよう、引き続き、取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

教 育 長 ありがとうございます。ただいまスクールカウンセラーの増員、スクールソーシャルワーカーの増員について、それぞれ報告がございました。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

それでは、ぜひ、今出された成果をさらに伸ばしていただきますし、課題解決に向けての取組をよろしくお願いしたいと思っております。

○報告事項

4. いたばし志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会第16回検討会の開催状況について

(配-1・学校配置調整担当課)

教 育 長 では、報告4に移ります。「志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会第16回検討会の開催状況について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 では、第16回志村小・志村四中の小中一貫型学校設置検討会の開催状況についてでございます。

「配-1」の資料をご覧いただければと思います。

まず、こちら10月3日、7日に実施いたしました基本設計及び中高層紛争予防条例に基づく説明会の実施状況につきまして報告してございます。

4/23ページからが、当日、説明会で用いた資料、また検討会での報告資料となります。こちらにつきましては、以前、報告をさせていただきました基本設計のおりという形になってございます。

6つのコンセプト、また、平面プラン、立面のイメージ図を用いてございます。また、こちらに加えまして、18ページ以降にございますが、地盤調査の結果、

また、冬至における日影図などもお示しし、工事スケジュールを含めて説明をさせていただきますという形になってございます。

また、当日、外観イメージが分かるような動画を説明し、説明会並びに第16回検討会でもお流ししてございますので、今、こちらの場でお流しさせていただきます。

前方の画面ご覧いただければと思います。

こちら、動画、説明会、検討会の場でお流しさせていただきました。

こちらの図で、前方にありますモニターをご覧いただければと思います。

画面の右側が北側、左側が南側の広場という形になっております。

こちらは上空から見たような図となっております。

今、下側の部分が北側のグラウンドになります。

建物は5階建てになってございますが、上から見て分かりますとおり、5階建ての部分セットバックされておりまして、近くから見ると4階建てに見えるような圧迫感の縮減をしている、そのような外観になってございます。

こちら、アップになっているのが南側の広場という形になります。

続きまして、こちら、建物、志村四中の右側に緑道があるのですが、そちらを歩きますアイレベルの動画、人が歩いているような目線の動画を視聴いただきます。

こちらは、ちょうど左側、画面の左側に見えるのが志村第四中学校の敷地になってございます。小中一貫型学校の外観になります。

緑道南側から北側に向かって歩いております。左側に見えておりますのは南側の広場、また、新しい校舎となっております。

こちら、歩いていきますと、ちょうど今見えておりましたが、階段、こちらが小学生用の昇降口の階段になります。

また、左側、今、北側のグラウンドが見えてまいりました。ちょうど突き当たりが志村三丁目駅の駅前通りに、ちょうど今、差しかかったところでございます。こちら、今、左に曲がります。現在、左は、今、空地になってございます。こちらは北側のグラウンドです。

現在、こちらに志村第四中学校の校舎がございまして、こちらがグラウンドになるというところでございます。こちらは敷地を2mセットバックいたしまして、自主管理歩道を設置し、さらに植栽帯がある、その奥側にネットフェンスを用いてグラウンドになるという形でございます。

実際、こちら動画上は地続きのように見えますが、しっかりネットフェンスを設置するという形になってございます。こちら敷地の西側を南側に向かって歩いているという形になります。

最後、東西をつなぐプロムナードでございます、こちらに入っていきますと、南北をつなぐ通路の部分が見えて、こちらで動画は終了という形になります。

ご視聴ありがとうございます。

資料の方にお戻りください。

この動画を説明させていただいた後に、説明会でいただいた意見及び回答を何

点かご報告させていただいてございます。

こちら10月3日、7日の説明会でございますが、2日間で117名の方にご出席いただきました。予定時間を大きく超える時間で説明会を実施させていただいております。

こちら、幾つかいただいたご質問と回答、報告をさせていただきます。

まず、校庭が狭くなり、運動ができなくなるのではないかとご質問をいただきました。そちらに関しましては、校庭などの屋外運動施設が以前より狭くなりますが、今回計画される2つの体育館は、現在の志村小・志村四中の体育館より広くなり、加えて武道場も設置されます。運動できるスペースは現状を上回る計画となっています。

以前より狭くなっている校庭の利用については、時間や曜日で区切るなどの運用での工夫も行い、対応していく考えです。限られた条件の中でできることをやっていきたいと考えますと回答してございます。

また、廊下、階段を含むオープンな図書館での運用は問題だらけではないかというご意見をいただきました。こちらに関しては、本に触れやすくすることや、交流を生み出すこと、また、居場所作りにもつながると考えており、よい試みだと思っております。

同様の運用をしております上板橋第二中学校からも、不明図書が以前より増えたとの報告は受けておらず、管理上も問題がないと思っておりますと回答しております。

また、説明会の場に教育長を呼んで、直接、対話させてもらいたいというご意見をいただきました。

こちらに対しましては、私達は教育長からの付託を受けており、教育長のお考えも私達と同じであるため、私達が責任を持って対応いたします。今までと同様に、説明会での皆様のご意見は教育長にお伝えいたします。本日出席している管理職が教育長の代弁者であり、誠心誠意対応させていただきますので、教育長が出席する説明会の実施は考えておりませんとご報告してございます。

また、この計画に賛同している検討会の委員と反対者でディベートをしたいといったご意見がございました。こちらに関しましては、この計画については協議会において、地域や学校などの様々な角度から、時間をかけて十分に検討した計画であり、最終的には教育委員会が決定したことであるため、教育委員会事務局として責任を持って説明していくものであると考えています。ディベートをしたいのご意見があったことは設置検討会の委員にお伝えいたしますと回答しております。

最後になります。近隣住民と紛争になってもこの計画を進めるのか、納得できていないので説明会を継続するよう約束してほしいとご意見いただきました。

こちらに対しましては、当然、紛争にしたいとは思っておりませんので、紛争にならないよう、丁寧に説明し、不安に思うことはできる限りの対応をさせていただきます。今後については、法令に則り必要な対応をいたしますとお答えしてございます。

ここまで報告させていただいた後に、検討会の委員よりご意見をいただきました。もともと志村小学校は現在の場所でやってもらいたいという思いであったが、事務局などと話し合っ、色々と検討し、厳しい意見をいただいた経緯がある。反対から始まった協議会であり、複雑な気持ちではあるが、4年以上検討し、大変な苦勞の中、会議を何度も重ね、そのような経緯を分かってもらいたい。苦澁の決断で現行地ではできないという結論に達し、志村四中の地で小中一貫型学校としてやることに協力しようということにまとまった。結論としてはいい学校、いい教育をしてもらいたいという思いであるというふうにコメントをいただいたところでございます。

続きます、2の志村小学校移転と借地返還に関する時系列の整理についてでございます。

21 / 23 ページをご覧いただければと思います。

こちら図等をお示ししてございませんが、志村小学校につきましては、敷地が約8,000平米ございまして、そのうち4,200平米が借地になってございます。志村小学校敷地の借地部分につきましては、志村小学校が小中一貫型学校として移転する方向性が決まった後に、地権者から借地部分の返還について相談があり、志村小の移転後に借地を地権者へ返還する方向で調整を進めることとなりました。

一方、借地部分の取扱いについて、一部で地権者から土地の返還要望があったため志村小が移転することになったという誤った解釈がされ、誤った情報が流通したことで地権者が苦しんでいる状況がございましたため、改めて、経緯の整理、確認を行ってございます。

併せまして、地権者の現状の意向を報告いたしました。現在、現状の意向としては、細かい条件を設定する必要があるものの、原則、借地部分を貸す意志はあるとの意向をいただいております。地権者から、借地を含めた活用について提案をいただいている、そのようなこともご報告をしております。

区といたしましては、小中一貫型学校に整備する屋内外の運動場や志村小跡地の区有地部分に整備する第二グラウンドで学校運営の環境を整えられていることから、借地全域をお借りする、また、借地を大きくお借りすることは慎重に考える必要があり、今後、地権者とは協議を続けてまいりますとご報告をしております。

最後に、22 / 23 ページでございます。

10月21日の志村小学校の土曜授業プランに合わせまして、保護者向けの出張説明を行ってございます。それについて報告してございます。

2時間で54名の方にご来場いただきまして、こちらにあるようなご意見をいただいております。

少しご紹介させていただきますと、個人的には志村小が移転になることに残念な気持ちはあるが、決定した内容であれば、建設的な意見や質問をしたいため、直接、学校へ来てもらえるのはありがたいといったご意見や、体育館が現状より広くなり、武道場も新設されるなど、運動スペースの充実に期待しているといっ

たご意見、また、図書館がオープンで、階段に座りながら本を読めるなど、従来の図書館よりも入りやすく、子ども達も楽しんで使えると思うといった期待の声をいただいたところでございます。

配-1につきましては、報告は以上となります。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 色々な声が出ていますが、誠意をもって対応していただければと思います。よろしく願いいたします。

○報告事項

6. 令和6年度研究推進校事業【主体的に学習に取り組む基盤づくり】

(支-2・教育支援センター)

教 育 長 それでは、報告6「令和6年度研究推進校事業【主体的に学習に取り組む基盤づくり】」について、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 よろしく申し上げます。「支-2」をご覧ください。

令和6年度研究推進校事業【主体的に学習に取り組む基盤づくり】についてご説明させていただきます。

来年度、新たに研究推進校事業といたしまして進めていきたいと思っております。

まず、左の上、背景の方をご覧ください。

「「令和の日本型学校教育」の構築をめざして～すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）」で、資質・能力につきまして、こちらに丸が3つ並んでいると思いますが、この丸3つを柱とした整理をされております。

こちらを一体的に育成していくことをめざしている学習指導要領の着実な実施ということが求められております。

また、学習指導要領の中では、このオレンジの丸の「学びに向かう力、人間性等」、こちらは他の2つの柱をどのような方向性で働かせていくかということを決定づける重要な要素としております。

また、板橋区においては、教科センター方式を推進しておりまして、主体的に学習に取り組む生徒の育成が期待できるということで、教科センター方式の中学校が既に3校ございまして、今後の改築予定の中学校においても、これまでの成果を踏まえて、教科センター方式の整備が進んでいくところです。

こうしたことから、教科センター方式の推進、こちらの方も柱として研究を進めてまいりたいと思っております。

2の今後の方向性です。

現在、教科センター方式が採用されている3校と今後の改築されていく中学校を含めると、区内中学校の4分の1が教科センター方式となることから、成果を全体に広めていくこと、また、導入校、導入予定校の持続可能な推進体制の確保の観点から、こちら、①から③の視点を中心に推進していくことが必要と考えております。

まず、①といたしましては、教育委員会が中心となった教科センター方式の研究推進体制の構築。

②といたしまして、導入校・導入予定校・その他の学校の連携体制構築。

③といたしまして、教科センター方式の活用を柱とした教育活動の効果検証による効果的実践の共有・推進を進めていきたいと思っております。

右側の方の、では、実際にどういうふうに進めていくかということになります。右、3番をご覧ください。

まず、概要のところです。

既に教科センター方式を導入している3校につきましては、「教科教室型研究推進校」として指定をしておりますが、この3校と、今後の予定の2校、志村第四中学校・上板橋第一中学校のこちら計5校を「主体的に学習に取り組む基盤研究推進校」と指定いたしまして、大学との連携も踏まえつつ、定期的かつ継続的な研究推進体制を整備していきたいと思っております。

また、その研究した実践・研究成果については、全区立中学校に展開していきたいと思っております。

目的につきましては、こちら、3つ書かせていただいております。

主体的に学習に取り組む生徒の育成に向けた教科センター方式の活用を柱とする、持続的で子ども達にとって魅力ある学校教育の推進。

また、改築校の教科センター方式への移行準備、また、改築校の実践を基にその内容を一般化して、他の教科センター方式でない中学校においても、そのような内容を取り込んでいただきたいというところで展開していきたいと思っております。

また、教科センター方式の採用校への将来的な異動者の育成、まず、この板橋区の中でそのような中学校に異動したいというような教員を育てていけるような人材確保というところでも、研究を進めていきたいというふうに思っております。

3番の具体的取組になりますが、「主体的に学習に取り組む基盤研究推進委員会」の方を年3回開催したいというふうに思っております。

この推進委員会には、学識経験者、また、推進校5校の校長先生、教育委員会、教育支援センターをはじめ、指導室、また、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課に入らせていただいて、教育委員会としても一緒に進めていきたいと思っております。

大学の先生に研究・実践の方向性なども確認したり、また、推進校による実践や、また、東京都の調査結果も共有していきたいと思っております。

東京都の調査結果が具体的取組の下から2番目になるのですが、東京都の方で「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を行っておりますので、こちらのと

ころで「学びに向かう力」というものの結果を分析していただけたらと思っております。

また、推進校の取組成果を基にした仮想メディアスペースの構築というふうに書かせていただいておりますが、教科センター方式でない中学校にも、その場所がなくても、メディアスペースというものをデジタル内での空間を作ることで、何かそのような興味のある教科を示せるような、そのようなものを構築していただけたらと思っております。

説明の方は以上になります。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
今、教科センターの成果として、どのようなことが具体例に挙げられているのでしょうか。

教育支援センター所長 こちらにつきましては、教科の専門性というところで、教科ごとに設けられたメディアスペースに教科に関する資料や提示などがされているため、学習意欲が高まり、学びに向かう力につながっているというふうに思っております。

教 育 長 よく子ども達が、自らが自分の次の授業に向かっていくということも、やはり学びに向かう力につながっていくという話を聞きますが、そのようなことも含めて、この教科センター方式のよさを、先ほど出たように、学びに向かう力というものが強くなるような、そのような研究がなされるといいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 第22回櫻井徳太郎賞応募状況について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 報告7「第22回櫻井徳太郎賞応募状況について」、生涯学習課長から報告願ひます。

生涯学習課長 よろしくお願ひいたします。資料の方は「生-1」をご覧ください。
第22回櫻井徳太郎賞応募状況についてご報告をさせていただきます。
令和5年4月より募集の方を行ってまいりまして、9月25日をもちまして募集の方を締め切ったところでございます。

1の事業概要につきましては、記載のとおりでございます。

2、募集方法の(1)募集方法につきましては、ホームページや区の教育広報、区内小中学校への周知、区外関係機関への協力依頼を行ったところでございます。

(2)の応募の締め切りにつきましては、記載のとおりでございます。

3、今年度の応募状況につきましては、589編でございまして、令和4年度の557編から32編ほど増加をしているというような状況でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

4、今後のスケジュールでございます。

第1回の審査会で、一次審査につきましては、本日の午後、開催を予定しているところでございます。第二回の審査会、二次審査につきましては、令和5年12月11日月曜日に実施予定でございます。

授賞式につきましては、令和6年3月9日土曜日に中央図書館で開催する予定でございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 受変電設備改修工事に伴う板橋区立大原生涯学習センターの臨時休館について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告8「受変電設備改修工事に伴う板橋区立大原生涯学習センターの臨時休館について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 資料の方、「生-2」をご覧ください。

1、件名でございます。受変電設備改修工事に伴う板橋区立大原生涯学習センターの臨時休館についてでございます。

2、期間につきましては、令和5年12月11日月曜日から12月17日日曜日までを予定してございます。

3、決定日につきましては、令和5年7月31日でございます。

4、経緯及び工事の影響等でございます。

改修工事に伴う全館停電のため、先ほど申し上げた期間を休館いたします。

利用者等への周知につきましては、10月の利用者懇談会で説明するとともに、区のホームページで全体の周知の方を行ってございます。

また、直近12月に広報いたばしの方でも周知を行う予定でございます。

雑駁ですが、以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. 「読書感想文コンクール」及び「図書館を使った調べる学習コンクール」審査結果並びに表彰式について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 　　では、報告9「読書感想文コンクール」及び「図書館を使った調べる学習コンクール」審査結果並びに表彰式について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 　中央図書館でございます。

「図-1」の資料でご説明させていただきます。

令和5年度板橋区読書感想文コンクール及び板橋区図書館を使った調べる学習コンクールの審査結果並びに表彰式についてでございます。

1に、板橋区読書感想文コンクールの応募状況を出しております。

応募状況につきましては、小学校と中学校を合わせて、令和5年度は2万568編、約1,000編ほど微減といった形になっております。

表彰者の一覧は、5/10ページ以降に付いておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

審査の実施に当たりましては、小学校におきましては、学校図書館研究部様、中学校においては、国語教育研究部様において審査を行っていただきました。

これらの作品、特選、入選作品につきましては、文集を製作し、3月中に各校に送付する形となっております。

また、区立図書館にも資料として蔵書に加える形になります。

次のページ、2に移ります。

板橋区図書館を使った調べる学習コンクールでございます。

こちらの応募総数は1,575件、昨年度と同様の応募数になっております。

表彰作品につきましては、こちら8/10ページに記載がございますので、後ほどご確認いただければと思います。

審査の実施に当たっては、10月3日火曜日に中央図書館において二次審査を行ったところでございます。

ページは1ページ飛びまして、4ページとなっているところ、4/8ページでございます。

これらにつきましては、3、表彰式を行います。

令和5年12月10日日曜日、まず、図書館を使った調べる学習コンクールの表彰式、その次に読書感想文コンクールの表彰式を行う予定でございます。

賞品につきましては、図書カード、賞状などを想定しております。

ご報告については、以上でございます。

教 育 長 　　ありがとうございました。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありませんでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第一 議案第53号と日程第二 議案第54号、報告2と報告5については、非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第53号 意見の聴取について

(教育総務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第53号「意見の聴取について」、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 よろしくお願いいたします。

初めに、議案第53号でございます。意見の聴取について、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく区長からの意見の聴取でございます。

内容でございますが、第四回の区議会定例会で諮られます条例改正案、また、工事請負契約などに関するもの6件となっております。

詳細につきましては、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長 よろしくお願いいたします。

資料「総-1」をご覧ください。

こちらに、6件の議決事件を書いております。

32ページございますが、まず、1つ目、制定条例、2つのうちの1つ目です。職員の高齢者部分休業に関する条例でございます。

こちら、5/32ページに飛んでいただきますと、概要を記してございます。

こちらは高齢者部分休業制度というものは、平成16年の地方公務員法の改正により創設されております。高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合であって、公務の運営に支障がないと認められるときに、1週間の勤務時間の一部について、勤務しないことを承認することができる制度でございます。

令和3年度の地方公務員法の改正によりまして、当区でも、令和5年4月1日から、定年の段階的な引き上げが開始されておまして、さらに令和6年4月1

日からは、定年前再任用の短時間勤務職員の任用が開始されるに当たりまして、高齢期の職員の多様な働き方のニーズに応える必要があることから、この制度を導入するため、条例を制定するというものでございます。

細かい中身は、その下の2以降に書いてございますけども、こちらの方はご覧になっていただけるので、省略させていただきます。

こちらの条例の施行期日は、令和6年4月1日となっております。

2つ目の制定条例でございます。

職員の自己啓発等休業に関する条例でございます。こちらは13ページのところに対応を記してございます。

こちらの制定は、自己啓発等の休業制度は、平成19年の地方公務員法の改正により創設されておまして、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として、職員の自発的な大学等の課程の履修又は国際貢献活動を可能とするために、職員としての身分を保有しつつ職務に従事しないことを承認することができる制度でございます。

昨今の多様化する行政需要に対しまして、広い見識を持った職員を育成することをもって、区民の期待に応える行政運営を行う必要があることから、この制度を導入するために条例を制定するというものでございます。

中身は細かく、2以降に書いてございます。3年を超えない範囲内で休業承認するというような制度になってございます。

3つ目でございます。ここからは改正条例になります。

東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

こちら、17/32ページに改正概要を記してございますが、こちらは、上一中の改築に伴いまして、工事期間中に、上二中旧校舎を仮校舎として使用することから、位置の変更ということで、条例改正をするというものでございます。こちら施行期日、令和6年4月1日となっております。

次が、板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例でございます。

こちら、下に行っていただきまして、22/32ページ。こちらに改正概要を書いてございます。

預かり保育、こちらの標準利用が、現在は、教育時間終了時、原則14時で、水曜日のみ12時です。そこから17時までを1コマとして、預かり保育料600円に設定してございます。

こちらを、保護者の利便性向上を図るために、預かり保育の標準利用を教育時間終了時から15時30分と、15時30分から17時、こちらに分割して利用できるように改めるという内容でございます。

細かくは、その下、2に改正概要として定めてはございます。

こちら、施行期日、令和6年4月1日としてございます。

次が、上板橋第一中学校の解体工事請負契約でございます。

こちら、24/32ページでございます。

解体工事をするために請負契約を締結するというもので、条件を付した一般競争入札による契約をしていただいております。

金額としましては、2億4,051万5,000円ということで、以下、契約の相手方等はこちらに示したとおりということになります。

ちなみに工期は、契約確定の日の翌日から令和6年10月31日までということで行うものでございます。

次が、シニア学習プラザの指定管理者の指定についてでございます。

30/32ページの議案でございます。

シニア学習プラザの指定管理者の指定をするということで、指定管理者の名称が、アクティオ・板建総共同事業体ということで、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間ということで、指定についての議案を提出するというものでございます。

以上6件の、第四回の板橋区議会議決事件に、区長原案として提出されるということで、こちらに同意したくお諮りするものでございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第53号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第54号 板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030
(素案)について

(教育総務課)

教 育 長 続いて、日程第二 議案第54号「板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030(素案)について」、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 議案第54号、板橋区中学校部活動地域移行推進ビジョン2030(素案)について、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

こちらのビジョンにつきましては、庁内での検討会、また、学識経験者、保護者代表などが加わっております検討会議での議論を経まして、そこでいただいたご意見も反映させて、本日、推進ビジョンとしてまとめてまいりました。

本日、素案としてお示しして、ご意見をいただきながら完成度を上げていきたいと思っております。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長

よろしくお願いたします。資料「総－２」をご覧ください。

２／４８ページが素案の概要版ということになっておりますので、こちらを使って説明をさせていただきます。

この前段階で、骨子案ということで先日お示しをさせていただきました。そちらに肉づけをする形で、事実上、原案の体裁を取りながら、冊子の状態にしておりますのがこの素案ということでございます。

本編自体はこの後ろに付いてございますが、今回は、骨子案からの主な変更点、加筆、修正部分を中心にご案内いたします。

まず、概要、１／４８ページのところから始まっておりますが、２部構成です。

第１部は、このビジョン２０３０というふうになっております。

第２部の方で実施計画の２０２５という形で構成をしております。

まずは第１部のビジョン２０３０の部分になります。

序章から始まりまして、構造としましては、１章、２章ということで構成しております。

まず、１ページのところに、序章ということでお示しをしております。

こちらが骨子案からほぼ変わらず肉づけのみをしておりますので、構造だけ簡単に触れさせていただきます。

まず、①で、ビジョン策定の背景ということを設定しております。

その次、②で、板橋区立中学校部活動の現状を示すという形。

③で、部活動に対する意識調査結果を、現在、行っておる最中で、集計中ですが、こちらを最終的には本編に載せる形で結果をお示しします。

④で、学校部活等における課題、こちらの方をお示するという構想が序章でございます。

２ページ目に送っていただきまして、第１章の部分でございます。

こちら、まず①で、めざす将来像。こちらについては、本質、意味は変えずに、少し言い回しをシンプル化することで、より受け手にとって分かりやすい構図を作っております。

左側が従来骨子案、右側が今回の素案ということで、従来は、左側で「スポーツ、文化芸術等活動に関する学校教育と社会教育の垣根を取り払い」というような表現をしておりましたが、こちらを含む形で別の言い回し、シンプル化をしまして、右側、「区立中学校の部活動を学校教育から社会教育分野へ地域移行し」という形で言い換えさせていただいています。

②の第一次目標（直近のマイルストーン）は変わらず、土日における部活動の教員に頼らない指導体制の構築でございます。

次の③で、新たに推進方針というものを加筆させていただきました。これまで３つの戦略をお示しして、しっかりと前に進んでいきますということでご説明をしているのですが、どのようなペースであるとか、実際に理想の形に行き着くまでにどれぐらいの時間とか、どういうプロセスを経るのか、その辺りのイメージ

が人によりまして若干違うところがございますので、推進方針を新たに示すことで、その辺りのベクトルを合わせたり、イメージの立地を見やすいようにというところで加筆している部分でございます。

9つ推進方針を示しておりますが、①のところで、まず、学校部活動を地域移行する際は、教員、保護者、地域の方々等、関係者の声を受け止め、合意形成に努めながら推進しますということで、一方的に進めるのではなくて、関係者の方としっかりとコミュニケーションを取って、合意形成に努めながら推進するというので、安心していただきたいというようなところを示しました。

以下、そのような形で、重要な部分を9つ示すことで、ベクトル合わせ、不安の解消ということで、加筆した部分になります。

続きまして、4/48ページのところからが重点戦略の部分になります。

こちら、重点戦略自体は変わらずなのですが、表現、名称の方を変更させていただきました。その部分だけ説明させていただきます。

まず、従来は重点戦略の3つを、1つは、重点戦略1は「地域移行の推進」と称しておりました。

重点戦略2が「地域連携の活用」と称しておりました。

重点戦略3は「地域と一体となった受け皿整備」というふうにお示しをしておりましたが、幾つかご質問をいただく中で、重点戦略1と重点戦略3は、いずれも地域移行のことですよねということがございました。

確かにそのとおりでございます。大きくは地域移行ということと学校部活動を地域連携で先生から民間の指導者の手に委ねるという大きな2つの中で、そのうちの地域移行の部分を、板橋区は独自戦略として、行政によって地域クラブを設立し進めていくということを掲げていたのが重点戦略1でしたので、この辺り、そこを明確にするように、重点戦略1の名称を「地域移行の推進」から「行政による地域クラブの推進」ということで変更してございます。

それに呼応する形で、重点戦略の3、こちらも地域移行の形態の1つであります「地域と一体となった受け皿整備」ということで、要は民間が地域クラブ相当の受け皿を整備して、ここに中学生が参加していく、そちらをしっかりと、地域と一体となって推進していくというものでございましたので、こちらなのですが、恐らく地域移行の一番の理想像、最終形ということになるかと思えます。その部分は、従来から長沼先生の方は、「地域移行」という言葉が誤解を与えるイメージということで、「地域展開」という言葉で何度もご説明いただいておりますし、全国にも発信されておりました。

我々も、遅まきながら、その理解に達したといえますか、そのような形で区別化して話していった方が地域移行を理解いただくのにより分かりやすいなという思いに達しましたので、この地域移行の1つであります、地域が受け皿を整備していくというところは、板橋区としては「地域展開」ということで呼んでいて、戦略名も「地域展開の環境整備」というところで、今後、簡単に「地域移行」といったら板橋区が地域クラブを作ること、「地域展開」といったら純粋に地域が受け皿、民間のクラブ等が設立されていくことというような形で使い分けという

か、意味分けといたしますか、そういう形で浸透していったらいいなというふうに思っております。

その下、⑤計画期間等は変わらずでございます。

⑥ビジョンの位置づけ、⑦推進体制も変わらずでございます。

4ページからが第2章ということになります。

こちら、取組に当たっての主な課題を8つ、少し加筆して、従来、6個程度でしたけども、最重要懸念事項の(1)の財源の確保ですとか、(8)の関係者の意識改革、この辺りも課題認識として加えて、8個で構成してございます。

以上がビジョン2030でございまして、その下に第2部、実施計画2025を記載してございます。

こちらの実施計画は、それぞれ重点戦略に基づく取組を9つ、こちらは変わらずでございます。

最後、今後の予定なのですが、4ページ目の一番下のところで、この後、12月に文教児童委員会にこの素案を諮らせていただきまして、パブリックコメントを同じく12月に実施をします。それら最終的な修正等を加えた上で、年明けに庁議を経まして、2月に文教児童委員会で最終原案を報告して、3月に策定、公表という形で進んでいきたいということでございます。

簡単ですが、以上、素案でございます。よろしくお願いたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員 ご説明ありがとうございます。今回のこの提案ですが、大変分かりやすくまとめていただいて、協議をしっかりとさせていただいた上で出てきたプランと思って拝見していました。

地域移行の取組は、自治体によってかなり差がありまして、それぞれの自治体ごとに特色を生かして、プランを練っている形で全国的には進んでいますが、まさに板橋区らしいプランに仕上がっているという印象です。

その中で、先ほどご説明いただきましたが、私が提唱してきた「地域展開」という言葉を、4/48ページ、3番の図の中で使っていただいて、ありがとうございます。

私自身は、この左側の学校部活動から右側の地域クラブ活動に移っていくことそのものを「地域移行」と呼ばないで、「地域展開」と呼んだ方がいいのではないかと考えておりますが、それはそれとして、板橋区では、この重点戦略3の部分を「地域展開」と呼ぶということで、定義がしっかりしていますので大丈夫です。1と3の違いも大変分かりやすく棲み分けができていますので、区民の皆さんが見ても分かりやすくなっていると思います。「地域展開」という言葉を使うことについては私も賛成で、感謝しております。

これから、今後の予定のところにもあるように、区民の皆さんの声も聞きながら進んでいくと思います。恐らく様々な声が出てくると思いますが、それらをしっかりと受け止めながら成案にしていただきたいと思います。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

教育総務課長 事前に高野委員の方から数字の質問を受けておりましたので、その部分の説明をさせていただきます。

17/48のところに、本編のうちの区立中学校部活動の現状という部分がございます。こちらはまだ集計中ですので、データ等が丸印表記で数字が入っておりませんが、現時点で、まだ仮の数字といたしますか、精査中にはありますが、イメージが具体的に湧くように、そのレベルの精度ですが、数字の方、この部分の丸部分に加えて、少しご案内をしたいと思います。

まず、冒頭の記事から、令和5年7月に実施した調査ではということで、区立中学校22校に、計310の部活動が設置されているということでございます。

未確認部活が幾つかありますので、最終的にこれが減る可能性もあるのですが、今の数字は310、これは前年度が311でしたので、1減ぐらいで、劇的に少子化の中でさらに1年経つと部活動が激減していくという状況ではないなというところでは確認しております。

そのうちの内訳で、運動部は179、文化部は131設置されている状況でございます。手元データでございます。

1段落飛ばして、次の3段落目の部員数のところですが、部員数総計は6,635というふうになっています。

区立中学校は、令和5年5月1日時点で9,343の生徒が在籍しているという状況でございます。

その下の段落です。

また書きで、休日も活動している部活動は約51.6%という状況でございます。

その下、(2)の部活動に対する教員・指導者の状況は、先ほどの310の部活動に対して474名の教員が顧問になっているという状態です。

顧問が1名で運営している部活動が9.6%、10%弱は顧問1名で回っているという状況でございます。

その下の段落、専門的な技術指導ができる顧問を配置している部活動は約72.4%。顧問の教員以外に、外部指導者を配置している部活動の割合は約28.8%となっております。速報値でこのような数字でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長 その他、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 長沼先生の方からもお話があったのですが、私も、この素案を読んでいて、まず、「地域」というところの言葉について、部活動の地域移行の中でいう地域というのはどういうところを指すのかというようなところを示してくれていました。

地域移行ということで、それぞれ皆さん違うイメージを持って進んでいっているような気がしたのですが、今回、地域はどういうものか、また、「地域移行」「地域連携」とか、そのような言葉で内容を少し整理した点がすごく分かりやすくなったなと思いました。

あと、全体としては、子どもが減っていく中で部活動を維持していくのが難しいという点は、板橋区では、すぐには強い影響がまだ表れてはいないのですが、先生方が感じる負担感はやはり非常に大きくて、この点は抜きにしてはいけな、できるところから着実に進めていく必要があるなということはこの素案を読んで感じました。

教 育 長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第54号については、原案のとおり
 可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

2. 入学予定校変更希望制における応募状況について

(学-1・学務課)

教 育 長 では、次、報告に移ります。報告2「入学予定校変更希望制における応募状況
 について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、入学予定校変更希望制における応募状況についてご説明いたします。
 資料は「学-1」をご覧くださいと思います。

まず、1の実施状況の(1)受付期間につきましては、記載のとおりでございます。

(2)新入学に関する案内冊子の送付数につきましては、小学校が3,905人、中学校が4,049人ということで、この人数がそれぞれ令和6年度に入学予定の児童・生徒数となっております。

続きまして、(3)入学予定校変更希望者数につきましては、小学校が412人で、申し込みの割合としましては10.6%、中学校では729人で18.0%でございます。

(4)の各学校の応募状況につきましては、別表をご覧くださいと思います。

まず、別表1の小学校の応募状況でございますので、幾つかピックアップして、ご説明したいと思います。

まず、表の見方でございますけども、例えばナンバー1の志村小学校につきましては、こちらが新1年生の受入可能数が65人で、それに対して希望者数が66人ということでございます。

希望者が受入可能数を超過しておりますので、志村小学校については抽選を実施するということでございます。

次に、ナンバー2の志村第一小学校につきましては、新1年生の受入可能数が98人で、それに対して希望者数が61人でございます。

希望者が受入可能数に達してございませんので、抽選は実施せず、通学区域外からの希望者を含めまして、全員が入学可能でございます。

続いて、志村第二小学校でございます。こちらは適用除外校になってございます。

こちらにつきましては、表の下段に注釈を加えてございますが、通学区域内の方だけで受入可能数を一定程度超過しておりますので、通学区域外からの希望者の受け入れを制限する学校というところでございます。ただし、お兄さんですとか、お姉さんが既に通学している場合には、可能な範囲内で配慮してございます。

通学区域外からの希望者が、志村第二小学校につきましては3人となっております。この3人がこの場合に該当しまして、入学可能となっております。

少し飛びまして、ナンバー16の北前野小学校でございます。こちらは新1年生の受入可能数が65人で、それに対して希望者が61人でございますので、表の上では希望者が受入可能数に達してございませんので、本来であれば抽選を実施する必要はございませんが、区内で他の学校へ希望している方がいらっしゃいまして、その抽選の結果、当選とならない人数を考慮に入れますと、抽選を実施せざるを得ないというような状況でございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、2が抽選の実施でございます。

小学校につきましては7校でございます。10月18日に抽選を実施しております。

中学校につきましては5校でございます。11月9日、明日、抽選を実施する予定となっております。

3が今後のスケジュールでございます。

(1) 就学時健康診断につきましては記載のとおりでございます。 (2) 就学・入学通知書の発送につきましては、年明けの1月上旬。

(3) 抽選後の補欠の登録期間につきましては、記載のとおりでございます。簡単でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 「いたばし魅力ある学校づくりプラン」前期計画第3期対象校対応方針
(案)

(配-2・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告5「「いたばし魅力ある学校づくりプラン」前期計画第3期対象校対応方針(案)」、学校配置調整担当課長後から報告願います。

学校配置調整担当課長 「配-2」の資料をご覧いただければと思います。

こちらにつきましては、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」前期計画第3期対象校につきまして、庁内の検討結果をまとめたものとなりますので、ご報告いたします。

魅力ある学校づくりプランについては、平成28年から令和7年度までが取組の期間というふうになってございます。

こちら1に記載のとおり、Fグループ、Gグループにあります2校に加えまして、資料の一番最後に追加で2校、今回、方針をお示しさせていただいてございます。

なお、こちらのグループの検討等に当たりましては、学校の老朽化並びに将来の学校規模推計などから検討してございます。

まず、Fグループでございます。

こちらにつきましては、向原小学校、上板橋第二小学校となります。

それぞれの学校の位置につきましては、1ページ目の地図にあるとおりでございます。

2ページ目に、各校の状況でございます。

向原小学校は、今年で築62年、上板橋第二小学校は、今年で築56年という形になってございます。

(3)に、30年までの将来推計を5年ごとにお示ししたものを。

その下の棒グラフ、点線のグラフは、児童数並びに学級数をお示ししてございます。

こちら、ご覧いただいて分かりますとおり、ピークの数字をそれぞれお示ししておりますのと、小学校の適正規模を12から18学級というふうに、示しておりますので、そちらをずっと維持するという形になります。

3ページ目の(4)に検討結果を示してございます。

向原小学校につきましては、昭和36年に建設され、施設の老朽化が進んでございます。また、グループを組みました上板橋第二小学校につきましては、昭和42年に建設され、近い将来、施設面での対応が必要になってくるというところでございます。

そもそも、いたばし魅力ある学校づくりプランの前期計画では、昭和30年代に建てられて、大きく手が入っていない学校を対象としてございます。

ただ、こちらの適正規模・適正配置と施設の老朽化対応というところを考える

ために、施設の方の老朽化がここまで対象になっていない上板橋第二小学校もグループ編成したものでございます。

そのようなところから、上二小については昭和42年に建設されておりますので、近い将来、対応が必要という書き方になってございます。

こちらの将来推計を見ますと、両方とも適正規模を維持し、統合した場合は学校規模が過大になってしまう予測でございます。

以上の点などを考慮いたしまして、向原小学校については、現地改築の方法、上板橋第二小学校は、昭和40年代の建築のため、別途、施設の改修を検討していくという形になってございます。

続きまして、次のグループでございます。

4ページをお開きいただければと思います。

3のGグループでございます。

こちらにつきましては、板橋第一中学校及び板橋第五中学校となります。

こちら、先ほどのFグループと同様に、各校の状況をお示ししてございます。

板橋第一中学校、板橋第五中学校ともに、築60年を超える学校となっております。いまして、同じように将来推計をお示ししてございます。

板橋第一中学校、板橋第五中学校、それぞれ令和30年までの各年における生徒推計ないし学級数の推計をお示ししてございます。

こちら検討結果、また、6ページの(4)グループ編成検討結果の欄をご確認いただければと思います。

こちら両校の通学区内には、板橋駅西口周辺地区のまちづくり及び大山駅周辺のまちづくり等による大規模集合住宅の建設が集中してございます。当面の間、生徒数は増加する見込みでございまして、両校を統合した場合については、学校規模が過大になってまいります。そのようなところから、それぞれ整備をするという形で方針付けてございます。

以上の点を考慮いたしまして、板橋第一中学校、板橋第五中学校はそれぞれ現地改築の方法で検討しているという形でございます。

最後になりますが、7ページをお開きください。

大規模集合住宅建設に伴う区域内小学校の教室不足対応でございます。

今、見ていただきました板橋駅前のまちづくり、また、大山地区のまちづくりによって、7ページの図にございます、①、②、③、④、こちら大規模集合住宅ですが、こちら大山のまちづくりによって、1,300戸以上のマンションが、また、⑤、⑥というところは、JR板橋駅西口のまちづくりですが、こちらで700戸以上のマンションが供給される予定でございます。

こちらの該当になります学校が板橋第六小学校及び板橋第四小学校となります。

(2)に各校の状況をお示ししてございます。

板橋第四小学校、板橋第六小学校、それぞれ建築年はお示しのとおりでございまして、板橋第四小学校は平成23年に大規模修繕済みという形になってございます。

また、板橋第四小学校は、現在の校舎での最大の教室対応可能数が18学級、

板橋第六小学校については17学級となっておりますので、ともに現校舎での対応が不可能な状況になっております。

以上の点から、8ページの(4)の部分でございますが、板橋第四小学校は平成23年に大規模改修を実施しており、次の更新時期、建物としての大きな更新は令和30年頃となる見込みです。

また、一方、板橋第六小学校は昭和40年に建設され、近い将来、施設面の対応が必要な状況でございます。

以上の点から、板橋第四小学校については増築、板橋第六小学校については現地改築の方向で教室不足対応を検討していくという形になってございます。

一応、こちら6校の方向について方針をお示しさせていただきまして、今後、関係する学校、周辺地域への説明、意見交換、協議等を行いまして、合意形成を図っていくというところになってございます。

雑駁でございますが、範囲の説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員 ありがとうございます。子どもの数の予測も含めて慎重に検討されていて、ありがとうございます。

細かいことで恐縮です。グラフで、中学校の場合は「生徒数」なので、水色のところが「児童数」となっていますので、字の訂正をお願いします。

以上です。

学校配置調整担当課長 失礼いたしました。訂正いたします。申し訳ございません。

教 育 長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

なかなか本当に細かいところまで探っていないと、うまくいかない案ですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前 11時 21分 閉会